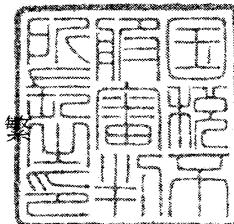


# 裁 決 書

関裁(所・諸)令 5 第20号

令和 6 年 1 月 17 日

国税不服審判所長 伊 藤



## 審査請求人

住 所

氏 名

原 处 分 庁

原 处 分

令和4年9月8日付でされた次の各処分

- 1 平成28年分、平成29年分、平成30年分、令和元年分及び令和2年分の所得税及び復興特別所得税の各更正の請求に対する各更正処分（平成29年分については、令和5年3月6日付でされた再調査決定によりその一部が取り消された後のもの）
- 2 平成28年1月1日から平成28年12月31日まで、平成29年1月1日から平成29年12月31日まで、平成30年1月1日から平成30年12月31日まで、平成31年1月1日から令和元年12月31日まで及び令和2年1月1日から令和2年12月31日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正の請求に対する各更正処分（平成29年1月1日から平成29年12月31日までの課税期間については、令和5年3月6日付でされた再調査決定によりその一部が取り消された後のもの）

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

審査請求をいずれも棄却する。

## 理 由

## 1 事実

## (1) 事案の概要

本件は、塗装業を営む審査請求人（以下「請求人」という。）が、原処分庁所属の調査担当職員による調査に基づき所得税等及び消費税等の期限後申告書を提出した後に、当該期限後申告書における事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額及び課税仕入れに係る支払対価の額の計上漏れがあるなどとして更正の請求をしたところ、原処分庁が、当該請求の一部のみを認める更正処分を行ったことから、請求人が、原処分の一部の取消しを求めた事案である。

## (2) 関係法令

関係法令は、別紙のとおりである。

なお、別紙で定義した略語については、以下、本文においても使用する。

## (3) 基礎事実及び審査請求に至る経緯

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

## イ 請求人及び確定申告等について

(イ) 請求人は、塗装業を営む個人事業者である（以下、請求人の営む事業を「本事業」という。）。

(ロ) 請求人は、平成28年分、平成29年分、平成30年分、令和元年分及び令和2年分（以下、これらの各年分を併せて「本件各年分」といい、本件各年分のうち、平成28年分を除いた平成29年分から令和2年分までを併せて「平成29年以降分」という。）の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）並びに平成28年1月1日から平成28年12月31日までの課税期間（以下「平成28年課税期間」といい、他の課税期間も同様に表記する。）、平成29年課税期間、平成30年課税期間、令和元年課税期間及び令和2年課税期間（以下、これらの各課税期間を併せて「本件各課税期間」といい、本件各年分と併せて「本件各期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について、いずれも法定申告期限までに申告していなかった。

(ハ) 請求人は、原処分庁所属の調査担当職員による調査に基づき、本件各年分の所得税等及び本件各課税期間の消費税等について、別表1及び別表2の各「確

定申告」欄のとおり記載した各確定申告書を、いずれも令和4年1月17日に提出した（以下、本件各年分の所得税等の各確定申告書を「本件各所得税等申告書」、本件各所得税等申告書のうち平成29年以降分の所得税等の各確定申告書を「平成29年以降分各所得税等申告書」、本件各課税期間の消費税等の各確定申告書を「本件各消費税等申告書」とそれぞれいい、本件各所得税等申告書と本件各消費税等申告書とを併せて「本件各期限後申告書」という。）。

(ニ) 平成29年以降分各所得税等申告書には、請求人の配偶者（以下「本件配偶者」という。）について、いずれも所得稅法第83条《配偶者控除》に規定する配偶者控除の適用を受ける旨の記載があり、同法第57条第3項に規定する専従者控除の適用を受ける旨及び同項の規定により必要経費とみなされる金額に関する事項の記載はなかった。

ロ 原処分について

(イ) 請求人は、本件各期間の必要経費の計上漏れ、平成29年以降分につき専従者控除の適用を受けなかつたことの誤り等により納付すべき税額が過大であったとして、平成28年分の所得税等及び平成28年課税期間の消費税等については令和4年3月11日に、平成29年以降分の各年分の所得税等及び平成29年課税期間から令和2年課税期間までの各課税期間の消費税等については同年4月15日に、それぞれ、別表1及び別表2の各「更正の請求」欄のとおりとすべき旨の各更正の請求（以下「本件各更正の請求」という。）をした。

(ロ) 請求人は、令和4年4月26日、本件各更正の請求に係る調査を担当する職員（以下「原処分調査担当職員」という。）に対し、以下の各書類を提出した。

A 本件各期間の必要経費に係る総勘定元帳（以下「本件総勘定元帳」という。）

なお、本件総勘定元帳の外注費勘定には、おおむね、各月末において、外注費が計上されており、それぞれ、相手科目欄に「現金」、摘要欄に「外注」及び人工数が記載されていた。

また、平成28年分の総勘定元帳の福利厚生費勘定の12月31日の行には、相手科目欄に「現金」、摘要欄に「3人×150円×2回×25日×12ヶ月」、平成29年以降分の総勘定元帳の各福利厚生費勘定の12月31日の行には、相手科目欄に「現金」、摘要欄に「現場お茶3人×150円×2回×25日×12ヶ月」と記

載されており、いずれも借方金額欄に「270,000」と記載されていた（以下、当該福利厚生費勘定において本件各期間に上記のように記載された各金額を「本件各飲料代」という。）。

B 本件各期間の「業者名・現場・内容・人工」などの記載のある書面（以下「本件出面帳」という。）

C 外注先等の氏名又は屋号及び住所等が記載された請求人作成の書面（以下「本件外注先一覧」という。）

本件外注先一覧には、「[REDACTED]」を外注先とする記載があり、その住所は「[REDACTED]」と記載されていた。なお、「[REDACTED]」を外注先とする記載はなかった。

D 金融機関の封筒に月別に入れられた本件各年分の事業所得の経費に係る領収書等（以下「本件領収書等」という。）

(ア) 請求人は、本件各期間の現場ごとの人工や工期を都度記録したメモを保存しておらず、本件各期限後申告書を提出した令和4年1月17日以後において本件出面帳を作成した。

なお、本件出面帳は、本件各期間の売上げに係る請求書（控）、本件各期間の外注費の一部に係る領収書等及び請求人の記憶を基に作成されたものであった。

(イ) 本件総勘定元帳は、本件各更正の請求をするに当たり、本件配偶者が整理した資料を基に作成されたものであった。

(ホ) 請求人は、本件総勘定元帳に記帳された本件各期間の外注費について、実際の支払金額が分からなかったため、おおむね人工当たりの単価（18,000円）に本件出面帳に記載した人工数を乗じて算出した。

(ヘ) 請求人は、本件総勘定元帳に記帳された本件各期間の福利厚生費について、現場での飲料代であるため、支払を証明する領収書は残っていないとして、簡便的に、1日当たりの金額を900円（3人×150円×2回）と算定し、年間稼働日数を300日（25日×12か月）として算出した。

(ト) 請求人は、令和4年7月1日、原処分調査担当職員に対し、本件事業において支払った外注費の金額を証明するものとして、請求人が外注先とする[REDACTED]及び[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）に対して、本件各年分に支払ったとす

る外注費の金額を記載し、請求人が署名押印した書類（以下、請求人が

[REDACTED] に支払ったとする外注費が記載された書類を「本件 [REDACTED] 支払証明書」といい、請求人が [REDACTED] に支払ったとする外注費が記載された書類を「本件 [REDACTED] 支払証明書」という。）を提出した。

なお、本件 [REDACTED] 支払証明書及び本件 [REDACTED] 支払証明書の金額は、別表 3 のとおりであった。

(f) 原処分庁は、本件各更正の請求に対して、令和 4 年 9 月 8 日付で別表 1 及び別表 2 の各「更正処分」欄のとおり各更正処分をした。

#### ハ 不服申立てについて

(i) 請求人は、上記ロ(フ)の各処分を不服として、令和 4 年 11 月 28 日に再調査の請求をするとともに、[REDACTED] 及び [REDACTED] に対する支払の事実を証する書類として次の各書類を再調査審理庁に提出した。

A [REDACTED] が、本件各年分において別表 3 の「本件 [REDACTED] 支払証明書」欄記載の金額と同額を領収したとして、[REDACTED] の署名押印がされた書類（以下「本件 [REDACTED] 署名書」という。）。

なお、請求人は、令和 5 年 1 月 16 日に、再調査の請求に係る調査担当職員に対し、外注先の [REDACTED] について、正しくは [REDACTED] であった旨申述した（以下、[REDACTED] 及び [REDACTED] を「本件各外注先」といい、本件各外注先に係る本件各期間の支払証明書の金額を「本件各外注費」という。）。

#### B 本件 [REDACTED] 支払証明書

(ロ) 請求人は、令和 5 年 1 月 16 日、本件 [REDACTED] 支払証明書と同趣旨の書類に、[REDACTED] の甥である [REDACTED] により、[REDACTED] が請求人の手伝いを行っていた旨の追記及び署名押印がされた書類（以下「本件 [REDACTED] 署名書」という。）を再調査審理庁に提出した。

(ハ) 再調査審理庁は、上記(i)の再調査の請求に対して、令和 5 年 3 月 6 日付で、別表 1 及び別表 2 の各「再調査決定」欄のとおり、平成 29 年分の所得税等及び平成 29 年課税期間の消費税等の各更正処分の一部を取り消し、その他の各処分については、再調査の請求をいずれも棄却する旨の再調査決定をした。

(イ) 請求人は、上記(ハ)の再調査決定を経た後の原処分に不服があるとして、令和 5 年 3 月 17 日に審査請求をした。

## 2 争点

- (1) 本件各外注費は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるか否か、また、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か（争点1）。
- (2) 本件各飲料代は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるか否か、また、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か（争点2）。
- (3) 本件配偶者に係る専従者控除相当額は、請求人の平成29年以降分の事業所得の金額の計算上必要経費とみなされるか否か（争点3）。

## 3 争点についての主張

- (1) 争点1（本件各外注費は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるか否か、また、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。）について

請求人	原処分庁
本件各外注費は、原処分において認められなかった外注費の金額のうち、本件各外注先による署名押印がされた本件 [ ] 署名書及び本件 [ ] 署名書によって外注費として支払われたものであることが明らかであるから、本件各外注先から支払の事実の確認がとれた本件各外注費は本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるとともに、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当する。	[ ] 及び [ ] は、本件事業を手伝っていた時期や金額については覚えておらず、金額等が分かる書類はないといった申述をしており、本件 [ ] 署名書及び本件 [ ] 署名書は、いずれもその記載内容について証明されているとは認められないことから、本件各外注費は本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されず、また、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額にも該当しない。

- (2) 争点2（本件各飲料代は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるか否か、また、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。）について

請　求　人	原　処　分　庁
本件各飲料代は、10時及び15時に自動販売機で購入した現場のお茶代であって、社会通念上当然とされる休憩時間での水分補給に係る費用であり、自動販売機での飲料の購入について領収書が存在しないとしても、経費の存在が否定されるものではないことから、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるとともに、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当する。	本件各飲料代は、本件総勘定元帳の福利厚生費勘定の摘要欄にその計算方法が記載されているのみであり、本件総勘定元帳以外の書類等からも請求人が本件各飲料代を実際に支払ったとは認められないことから、本件各飲料代は本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されず、また、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額にも該当しない。

(3) 争点3（本件配偶者に係る専従者控除相当額は、請求人の平成29年以降分の事業所得の金額の計算上必要経費とみなされるか否か。）について

請　求　人	原　処　分　庁
<p>請求人が、平成29年以降分各所得税等申告書において本件配偶者につき配偶者控除を選択したのは、配偶者控除と専従者控除との違いが分からなかつたことによるものであり、所得税法第57条第6項に規定する「やむを得ない事情」があるから、領収書の整理などの事務面における本件事業に対する本件配偶者の従事内容を考慮して、専従者控除の適用を認めるべきである。</p> <p>したがって、本件配偶者に係る専従者控除相当額は、請求人の平成29年以降分の事業所得の金額の計算上必要経費とみなされる。</p>	<p>専従者控除の適用を受けるためには、その手続要件として確定申告書に所定の記載をする必要があるところ、平成29年以降分各所得税等申告書には配偶者控除の適用を受ける旨の記載があるものの、専従者控除の適用を受ける旨の記載はない。</p> <p>また、配偶者控除と専従者控除との違いが分からなかつたとの請求人の主張は、単なる税法の不知であり、所得税法第57条第6項に規定する「やむを得ない事情」があるとはいえない。</p> <p>したがって、本件配偶者に係る専従者控除相当額は、請求人の平成29年以</p>

請求人	原処分庁
	降分の事業所得の金額の計算上必要経費とみなされない。

## 4 当審判所の判断

(1) 争点1（本件各外注費は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるか否か、また、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。）について

## イ 法令解釈

ある支出が所得税法第37条第1項所定の必要経費として総収入金額から控除され得るためには、客観的にみてそれが業務と直接関係を持ち、かつ、業務の遂行上必要な支出であることを要し、それに該当するか否かの判断は当該業務内容などの個別具体的な諸事情に即し、社会通念に従って実質的に行われる必要があり、当該支出が業務遂行上必要であるか否かの判断は、単に納税者の主觀的判断のみでなく、客観的に通常必要な経費として認識できるものでなければならぬと解される。

なお、通則法第23条第1項に規定する更正の請求は、申告内容の過誤から生じる納税者の不利益を救済するため、租税行政の法的安定の要請を一定の要件の下に制限する趣旨のものと考えられ、このことやその規定の文言等に照らすと、自ら計上記載した申告内容の更正を請求する納税者側において、その申告内容が眞実に反するものであるとの主張立証をすべきであると解するのが相当である。

## ロ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 本件領収書等のうち、[REDACTED]が平成28年3月31日付及び同年4月30日付でそれぞれ金員を受領した旨記載された各領收証（以下、これらを併せて「本件領收証」という。）には、[REDACTED]の氏名及び住所（[REDACTED]）が記載されていた。

なお、本件領収書等には、[REDACTED]及び[REDACTED]に関する領収書等は含まれていなかった。

(ロ) 本件[REDACTED]署名書は、[REDACTED]に対し本件各年分において支払ったとする

外注費の金額を請求人が記載した書類に、[REDACTED]が署名押印したものである。

なお、本件[REDACTED]署名書には、[REDACTED]の住所として「[REDACTED]  
[REDACTED]」と記載されていた。

(ハ) [REDACTED]は、令和5年1月19日に、再調査の請求に係る調査担当職員に対し、請求人から受領した金員の金額が分かる書類はなく、自らが領収書を作成して請求人に交付したことはなかったと思う旨申述した。

また、令和5年5月26日付で作成された「不明瞭な回答をした理由について」と題する書面には、[REDACTED]の署名押印があり、本件[REDACTED]署名書に記載された金額は、自らが外注費として請求人から受領していた金額と大きな違いはないものの、請求書や領収書を作成していないため、正確な受領時期や金額について分からぬ旨記載されていた。

(ニ) [REDACTED]は、令和5年1月23日に、再調査の請求に係る調査担当職員に対し、  
①[REDACTED]は令和3年頃に死亡しており、[REDACTED]に関する書類は全て処分されているため、本件[REDACTED]署名書に記載された金額については分からぬ旨、②[REDACTED]が請求人のところに手伝いを行っていたことを世間話として聞いていた旨、③本件[REDACTED]署名書の日付や金額は、請求人が計算して[REDACTED]に支払ったと書いたものであり正しいと思う旨、及び、④本件[REDACTED]署名書については、[REDACTED]が請求人のところに手伝いを行っており、[REDACTED]が死亡していることから請求人があらかじめ金額を記載して用意していた書類に署名したということが全てである旨申述した。

#### ハ 検討

##### (イ) 本件各外注費の必要経費該当性について

必要経費該当性の判断基準は上記イのとおりであるところ、個々の支出が客観的にみて、必要経費に当たるといえるためには、当該費用に相当する金員を特定の支払先に支払ったこと及びその具体的な使途が明らかになった上で、当該支出が収入金額を得るために直接要したもの、又は事業所得を生ずべき業務について生じたものであることを要するものというべきである。

###### A 本件[REDACTED]支払証明書及び本件[REDACTED]領収証について

本件[REDACTED]支払証明書、本件[REDACTED]領収証及び本件外注先一覧に記載されている氏名は、いずれも[REDACTED]である一方、本件外注先一覧には[REDACTED]

名義の外注先の記載はなく、請求人が本審査請求において外注先であると主張すると氏名が相違しているところ、請求人は、上記1(3)ロ(ロ)D及び(ト)並びに上記ロ(イ)のとおり、に対する外注費の支払事実を証明する目的で、これらの書類を原処分調査担当職員に提出しているから、これらの書類がに対して外注費を支払ったことを証明するものであるか否かにつき、以下検討する。

上記のとおり、本件支払証明書、本件領収証及び本件外注先一覧と請求人主張の外注先との間には、氏名の相違があることに加え、本件領収証に記載された住所は、上記ロ(イ)及び上記1(3)ロ(ロ)Cのとおり、本件外注先一覧に記載された名義の外注先の住所と一致しているのに対し、上記ロ(ロ)のとおり、本件署名書に記載された住所と異なるものであった。また、当審判所による調査においても、とが同一人物であると認めるに足りる客観的な証拠はないことから、両者が同一人物であるということはできない。

したがって、本件支払証明書及び本件領収証は、本件各年分において、請求人がに対して外注費に相当する金員を支払ったことを証明するものではない。

#### B 本件署名書について

上記ロ(ロ)及び(ハ)のとおり、本件署名書は、請求人が記載した本件各年分における外注費の金額に対してが住所を記入した上で署名押印したものであるところ、の申述等の内容は、本件各年分における外注費について、請求書や領収書はなく、正確な受領時期や金額について分からぬ旨一貫していることを踏まえると、本件署名書に記載された支払時期及び金額は、客観的証拠によって裏付けられたものではなく、本件各年分における外注費の支払時期及び金額を証明しているとは認められず、別表3の「本件支払証明書」欄の金額について請求人が支払ったことを証明するものではない。

#### C 本件署名書について

上記1(3)ハ(ロ)のとおり、本件署名書は、が請求人の仕事を手伝いに行っていたことが、本人ではなく甥のにより追記されてい

るところ、上記ロ(ニ)のとおり、[REDACTED]は、一方では、本件[REDACTED]署名書の日付や金額は正しいと思う旨申述しつつ、他方では、[REDACTED]が請求人の手伝いをしていたことを世間話として聞いていた旨、本件[REDACTED]署名書に記載された金額については分からぬ旨、及び、本件[REDACTED]署名書作成の経緯は、[REDACTED]が請求人を手伝っており、[REDACTED]が死亡していたため、請求人があらかじめ金額を記載して用意していた書類に署名したものである旨申述している。これらを踏まえると、[REDACTED]は、[REDACTED]が請求人を手伝っていた具体的頻度や報酬金額を把握していたとはいえない、本件[REDACTED]支払証明書に記載された本件各年分の外注費の支払時期と金額について客観的な資料等を確認した上で本件[REDACTED]署名書に署名押印したともいえないから、本件[REDACTED]署名書は、本件各年分における外注費の支払時期及び金額を証明しているとは認められず、別表3の「本件[REDACTED]支払証明書」欄の金額について請求人が支払ったことを証明するものではない。

#### D その他の資料について

請求人が提出等する上記AからCまでで検討したもの以外の本件総勘定元帳等の資料については、上記1(3)ロ(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ト)のとおり、いずれも、本件各期限後申告書を提出した後に、請求人及び本件配偶者によって作成されたものであり、一度にまとめて提出されたのではなく時期を異にして順次原処分庁に提出されたものであって、このような証拠の提出経過は不自然なものである。

これに加えて、請求人は、上記1(3)ロ(ハ)のとおり、本件各期間の現場ごとの人工や工期を都度記録したメモを保存していなかったことから、請求人の記憶による補完をしつつ本件出面帳を作成しており、上記1(3)ロ(ホ)のとおり、実際の支払金額が不明なため、概算による人工当たりの単価に基づいて本件総勘定元帳に記帳された外注費を算出している。

また、上記1(3)ロ(ロ)D及び上記ロ(イ)のとおり、請求人が事業所得の経費の証拠として自ら提出した本件領収書等には、請求人が本件各外注先として主張する者が署名押印して作成及び交付した領収書等は含まれていない。

このように、請求人が主張する本件各年分における本件各外注費を含めた外注費の存在及びその金額を裏付ける客観的な資料は存在しない上、その証

拠の提出経過の不自然さからすれば、本件総勘定元帳等の各証拠資料をもってしても、本件各外注費に係る支払があったとは認められない。

#### E 小括

以上によれば、請求人が当審判所、原処分庁及び再調査審理庁に提出した資料からは、本件各外注先に請求人が主張する金員を外注費として支払ったとは認められず、当審判所の調査及び審理の結果によつても、本件各外注先に請求人が主張する金員を外注費として支払ったと認めるに足りる証拠はないことから、本件各外注費に相当する金員を特定の支払先に支払ったこと及びその具体的使途のいずれもが明らかになっているとはいえない。

したがつて、本件各外注費に関して本件各所得税等申告書の申告内容が真実に反するものであるとは認められず、本件各外注費は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されない。

#### (四) 本件各外注費の課税仕入れ該当性について

上記(一)のとおり、本件各外注先に請求人が主張する金員を役務の提供の対価である外注費として支払ったとは認められないことから、本件各外注費に関して本件各消費税等申告書の申告内容が真実に反するものであるとは認められず、本件各外注費は本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

#### ニ 請求人の主張について

請求人は、本件各外注費は、原処分において認められなかつた外注費の金額のうち、本件各外注先による署名押印がされた書類によって外注費として支払われたものであることが明らかであるから、外注先から確認がとれた本件各外注費は本件各年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されるとともに、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当する旨主張する。

しかしながら、上記ハ(イ)B及びCで検討したとおり、本件 [ ] 署名書及び本件 [ ] 署名書は、請求人が本件各外注費に相当する金員を本件各外注先に支払つたことを証明するものではないから、請求人の主張には理由がない。

#### (2) 争点2（本件各飲料代は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるか否か、また、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。）について

争点2に係る法令解釈については上記(1)イのとおりであるところ、請求人は、上

記3(2)の「請求人」欄のとおり、本件各飲料代は、10時及び15時に自動販売機で購入した現場のお茶代であって、社会通念上当然とされる休憩時間での水分補給に係る費用であり、自動販売機での飲料の購入について領収書が存在しないとしても、経費の存在が否定されるものではないことから、社会通念上認められる部分については必要経費に算入されるとともに、課税仕入れに係る支払対価の額に該当する旨主張する。

しかしながら、上記1(3)ロ及びハの請求人による証拠の提出経過に照らせば、請求人は、本件各期限後申告書の提出後に作成された本件総勘定元帳以外に、本件各飲料代に係る資料等を提出しておらず、本件各飲料代の金額についても、客観的な裏付け資料を伴うことなく、人工の現場作業への従事日数や1日当たりの人工数などを推定して算定するのみであるから、本件各飲料代を請求人が支払ったとも、本件各飲料代が飲料品の譲受けの対価であるとも認められず、当審判所の調査及び審理の結果によつても、本件各飲料代の支出を認めるに足りる証拠はない。

そうすると、本件各飲料代に関して本件各所得税等申告書の申告内容が真実に反するものであるとは認められないから、本件各飲料代は本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されず、また、本件各飲料代に関して本件各消費税等申告書の申告内容が真実に反するものであるとは認められないから、本件各飲料代は本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額にも該当しない。

(3) 争点3（本件配偶者に係る専従者控除相当額は、請求人の平成29年以降分の事業所得の金額の計算上必要経費とみなされるか否か。）について

#### イ 検討

所得税法第57条第5項は、居住者が、同条第3項所定の専従者控除の適用を受けるためには、その手続的要件として、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項の規定により必要経費とみなされる金額に関する事項をそれぞれ記載しなければならない旨規定している。

これを本件についてみると、請求人が提出した平成29年以降分各所得税等申告書には、上記1(3)イ(ニ)のとおり、いずれも所得税法第57条第3項の規定の適用を受ける旨の記載はなく、また、同項の規定により必要経費とみなされる金額に関する事項の記載もない。

したがつて、本件配偶者に係る専従者控除相当額は、請求人の平成29年以降分

の事業所得の金額の計算上必要経費とはみなされない。

ロ 請求人の主張について

請求人は、上記3(3)の「請求人」欄のとおり、配偶者控除と専従者控除との違いが分からなかつたことは、所得税法第57条第6項に規定する「やむを得ない事情」に該当する旨主張する。

しかしながら、所得税法第57条第6項に規定する「やむを得ない事情」とは、納税者の責めに帰すことができない客観的な事情をいい、税法の不知や事実の誤認などの納税者の主観的な事情は、「やむを得ない事情」に当たらないと解するのが相当である。

そうすると、配偶者控除と専従者控除との違いが分からなかつたため、平成29年以降分各所得税等申告書に本件配偶者に係る専従者控除の適用を受ける旨を記載していなかつたとしても、そのことは請求人の税法に対する不知であつて主観的な事情にすぎず、他に請求人の責めに帰すことができない客観的事情を認めるに足りる証拠もないから、当該事情は「やむを得ない事情」には当たらない。

したがつて、請求人の主張には理由がない。

(4) 原処分の適法性について

上記(1)及び(2)のとおり、本件各外注費及び本件各飲料代は、本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されず、かつ、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。なお、請求人は、本件各外注先以外の外注先に対する金員の支払についても必要経費になるなどとして本件各更正の請求をしたのに對し、原処分序は、その支払の一部を認める各更正処分をしているところ、本件各外注先以外の外注先に対する金員の支払のうち認められなかつた部分について、必要経費該当性を認めるに足りる証拠はないから、これらの者に対する金員の支払も本件各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されず、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額にも該当しない。

また、上記(3)のとおり、本件配偶者に係る専従者控除相当額は、請求人の平成29年以降分の事業所得の金額の計算上必要経費とみなされない。

これらに基づき請求人の本件各年分の総所得金額及び納付すべき税額並びに本件各課税期間の課税標準額及び納付すべき消費税額等を計算すると、いずれも原処分と同額となる。

そして、原処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によつても、これを不相当とする理由は認められない。

したがつて、原処分はいずれも適法である。

(5) 結論

よつて、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

## 別表1 審査請求に至る経緯（所得税等）

(単位：円)

年分	区分 項目	確定申告	更正の請求	更正処分	再調査の請求	再調査決定
平成28年分	年月日	令和4年1月17日	令和4年3月11日	令和4年9月8日	令和4年11月28日	令和5年3月6日
	総所得金額 (事業所得の金額)					
	所得税等の 納付すべき税額				一部の取消し	棄却
平成29年分	年月日	令和4年1月17日	令和4年4月15日	令和4年9月8日	令和4年11月28日	令和5年3月6日
	総所得金額 (事業所得の金額)					
	所得税等の 納付すべき税額				一部の取消し	
平成30年分	年月日	令和4年1月17日	令和4年4月15日	令和4年9月8日	令和4年11月28日	令和5年3月6日
	総所得金額 (事業所得の金額)					
	所得税等の 納付すべき税額				一部の取消し	棄却
令和元年分	年月日	令和4年1月17日	令和4年4月15日	令和4年9月8日	令和4年11月28日	令和5年3月6日
	総所得金額 (事業所得の金額)					
	所得税等の 納付すべき税額				一部の取消し	棄却
令和2年分	年月日	令和4年1月17日	令和4年4月15日	令和4年9月8日	令和4年11月28日	令和5年3月6日
	総所得金額 (事業所得の金額)					
	所得税等の 納付すべき税額				一部の取消し	棄却

別表2 審査請求に至る経緯（消費税等）

(単位：円)

課税期間	区分 項目	確定申告		更正の請求		更正処分		再調査の請求		再調査決定	
		年 月 日	令和4年1月17日	更正の請求	令和4年3月11日	更正処分	令和4年9月8日	再調査の請求	令和4年11月28日	再調査決定	令和5年3月6日
平成28年課税期間	課税標準額							一部の取消し		棄却	
	控除対象仕入税額										
	納付すべき消費税額										
	納付すべき地方消費税額										
	年 月 日	令和4年1月17日	令和4年4月15日	令和4年9月8日	令和4年11月28日	令和5年3月6日					
平成29年課税期間	課税標準額							一部の取消し		棄却	
	控除対象仕入税額										
	納付すべき消費税額										
	納付すべき地方消費税額										
	年 月 日	令和4年1月17日	令和4年4月15日	令和4年9月8日	令和4年11月28日	令和5年3月6日					
平成30年課税期間	課税標準額							一部の取消し		棄却	
	控除対象仕入税額										
	納付すべき消費税額										
	納付すべき地方消費税額										
	年 月 日	令和4年1月17日	令和4年4月15日	令和4年9月8日	令和4年11月28日	令和5年3月6日					
令和元年課税期間	課税標準額							一部の取消し		棄却	
	控除対象仕入税額										
	納付すべき消費税額										
	納付すべき地方消費税額										
	年 月 日	令和4年1月17日	令和4年4月15日	令和4年9月8日	令和4年11月28日	令和5年3月6日					
令和2年課税期間	課税標準額							一部の取消し		棄却	
	控除対象仕入税額										
	納付すべき消費税額										
	納付すべき地方消費税額										
	年 月 日	令和4年1月17日	令和4年4月15日	令和4年9月8日	令和4年11月28日	令和5年3月6日					

別表3 本件[ ]支払証明書及び本件[ ]支払証明書の金額

区分 年分	本件[ ] 支 払 証 明 書	本件[ ]支払証明書
平成28年分	1,836,000円	36,000円
平成29年分	3,096,000円	1,800,000円
平成30年分	756,000円	90,000円
令和元年分	180,000円	828,000円
令和2年分	396,000円	1,152,000円
合 計	6,264,000円	3,906,000円

## 別紙 関係法令

- 1 国税通則法（以下「通則法」という。）第23条《更正の請求》第1項柱書及び同項第1号は、納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大である場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨規定している。
- 2 所得税法第37条《必要経費》第1項は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、事業所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他事業所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする旨規定している。
- 3 所得税法第57条《事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等》第3項柱書及び同項第1号イは、居住者と生計を一にする配偶者で専らその居住者の営む同法第56条《事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例》に規定する事業に従事するものがある場合には、その居住者のその年分の当該事業に係る事業所得の金額の計算上、同項第1号又は第2号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を必要経費とみなす（以下、この規定による取扱いを「専従者控除」という。）旨規定している。  
そして、所得税法第57条第5項は、同条第3項の規定は確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項の規定により必要経費とみなされる金額に関する事項の記載がない場合には適用しない旨規定し、同条第6項は、税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は同条第5項の記載がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出がなかったこと又はその記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同条第3項の規定を適用することができる旨規定している。
- 4 消費税法第2条《定義》第1項第12号は、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう旨規定している。
- 5 消費税法第30条（令和5年10月1日施行の平成28年法律第15号による改正前のものをいい、令和元年9月30日以前に行う課税仕入れについては、平成27年法律第9号による改正後の平成24年法律第68号第3条による改正前のものをいう。）《仕入れに係る消費

税額の控除》第1項は、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額の合計額を控除する旨規定している。